

熊本市開発審査会運営要綱 改正（新旧対照表）

（傍線部改正部分）

改訂案	現行
<p>熊本市開発審査会運営要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>（Web 会議システムを利用した会議への出席）</u></p> <p>第3条 <u>会議は原則として対面による審議とする。</u> <u>なお、会長が必要と認めるときは、会長以外の委員はWeb 会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。)を利用して会議に出席することができる。</u></p> <p><u>2 Web 会議システムを利用した会議への出席に</u> <u>関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（会議の非公開の原則）</p> <p>第4条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（口頭審理の実施）</p> <p>第5条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（審理の傍聴の手続き）</p> <p>第6条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴人の制限）</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴の禁止）</p> <p>第8条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第9条</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>熊本市開発審査会運営要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（会議の招集）</p> <p>第2条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（会議の非公開の原則）</p> <p>第3条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（口頭審理の実施）</p> <p>第4条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（審理の傍聴の手続き）</p> <p>第5条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴人の制限）</p> <p>第6条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴の禁止）</p> <p>第7条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第8条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（傍聴人に対する退場措置）</p> <p>第9条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>（会議録等）</p> <p>第10条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成12年6月27日から施行す</p>

<p>(傍聴人に対する退場措置)</p> <p>第 <u>10</u> 条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>(会議録等)</p> <p>第 <u>11</u> 条</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成12年6月27日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年5月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年5月31日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>る。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年5月18日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年5月31日から施行する。</p>
---	--

Web会議システムを利用した会議への出席について

制定 令和8年3月26日熊本市開発審査会決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市開発審査会運営要綱（平成12年6月27日制定）第3条第2項の規定に基づき、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用した熊本市開発審査会（以下「審査会」という。）への出席に関し必要な事項を定めるものとする。

(出席の取扱い)

第2条 Web会議システムを利用した審査会への出席は、熊本市開発審査会条例（平成12年条例第26号。以下「条例」という。）第5条第2項から第3項に規定する出席として取り扱うものとする。Web会議システムの不具合等によって映像を受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは同様とする。

(退席の取扱い)

第3条 Web会議システムの利用において、当該Web会議システムを利用する委員は、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合であって、かつ、速やかにネットワークに再接続することができない場合には、音声を送受信できなくなった時点から退席したものとみなす。

2 前項の規定により退席したものとみなされる委員は、Web会議システムにより、音声が入力された時点で他の委員に伝わり、適時的確な意思表明を委員相互で行うことができるようになった時点から、再び審査会に出席したものと取り扱う。

(Web会議に出席する場合に確保すべき環境)

第4条 Web会議システムを利用した審査会への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

2 Web会議システムを利用して審査会へ出席する委員がいる場合には、審査会に出席する各委員の音声及び映像が即時的かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意見表明が行えることを確認したうえで、審査に入るものとする。

(会議の非公開に関する取扱い)

第5条 熊本市開発審査会運営要綱第4条により会議が非公開で行われる場合は、Web会

議システムにより送受信される映像及び音声は委員以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

熊本市違反宅地開発措置要綱（新旧対照表）

（傍線部改訂部分）

改正案	現行
<p>熊本市違反宅地開発措置要綱</p> <p>制定 平成14年 6月14日都市整備局長決裁 改正 平成24年 4月26日開発景観課長決裁 改正 令和 2年 3月31日開発指導課長決裁 改正 令和 4年 5月25日開発指導課長決裁 改正 令和 5年 3月28日開発指導課長決裁 改正 令和 8年 1月 8日開発指導課長決裁</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に違反する違法な宅地開発の是正、監督処分等に関する事務手続を定めることにより、違反行為の防止及び事務処理の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項から第4項に掲げるところにより、当該各項に定めるところによるほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の例による。 2 この要綱において「宅地開発」とは、法第4条第10項に定める建築物の建築及び用途変更、同条第11項に定める特定工作物の建設並びに同条第12項に定める開発行為次のいずれかに掲げるものをいう。 （1）都市計画法第4条第10項に定める建築物の建築及び用途変更、同条第11項に定める特定工作物の建設並びに同条第12項に定める開発行為 （2）宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号から4号に定める行為 3 この要綱において「違反宅地開発」とは、前項各号の法律の規定に基づく命令、処分等に違反した行為をいう。 4 この要綱において「違反行為者」とは、法第81条第1項各号次のいずれかに該当する者をいう。 （1）都市計画法第81条第1項各号に該当する者 （2）宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項から第3項及び第39条第1項から第3項に該当する者</p> <p>（措置上の原則） 第3条 違反宅地開発に関する措置は、迅速かつ正確に処理し、不公平な処分にならないように十分留意しなければならない。 （連携） 第4条 違反宅地開発に対し措置を講じるに当たっては、当該違反宅地開発に係る部局と連携し、対応しなければならない。 （呼出・指導） 第5条 市長は、違反宅地開発の通報等があった場合は現地を調査し、違反の事実を確認しなければならない。 2 市長は、前項の調査により違反宅地開発と確認した場合は、違反行為者に対し違反の内容、法令等の根拠等を説明し、必要に応じて工事の停止、使用の禁止等を指示するものとする。 3 市長は、違反行為者及び違反宅地開発に関与したと思われる者を文書（様式第2号）により任意に呼び出し、事情聴取するものとする。 第6条 市長は、違反行為者に対し原則として7日以内に是正計画書（様式第3号）を提出するよう指導するものとする。 （違反台帳等の作成）</p>	<p>熊本市違反宅地開発措置要綱</p> <p>制定 平成14年 6月14日都市整備局長決裁 改正 平成24年 4月26日開発景観課長決裁 改正 令和 2年 3月31日開発指導課長決裁 改正 令和 4年 5月25日開発指導課長決裁 改正 令和 5年 3月28日開発指導課長決裁</p> <p>（目的） 第1条 この要綱は、違法な宅地開発の是正、監督処分等に関する事務手続を定めることにより、違反行為の防止及び事務処理の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次項から第4項に掲げるところにより、当該各項に定めるところによるほか、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の例による。 2 この要綱において「宅地開発」とは、次のいずれかに掲げるものをいう。 （1）都市計画法第4条第10項に定める建築物の建築及び用途変更、同条第11項に定める特定工作物の建設並びに同条第12項に定める開発行為 （2）宅地造成及び特定盛土等規制法第2条第2号から4号に定める行為</p> <p>3 この要綱において「違反宅地開発」とは、前項各号の法律の規定に基づく命令、処分等に違反した行為をいう。 4 この要綱において「違反行為者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 （1）都市計画法第81条第1項各号に該当する者 （2）宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項から第3項及び第39条第1項から第3項に該当する者</p> <p>（措置上の原則） 第3条 違反宅地開発に関する措置は、迅速かつ正確に処理し、不公平な処分にならないように十分留意しなければならない。 （連携） 第4条 違反宅地開発に対し措置を講じるに当たっては、当該違反宅地開発に係る部局と連携し、対応しなければならない。 （呼出・指導） 第5条 市長は、違反宅地開発の通報等があった場合は現地を調査し、違反の事実を確認しなければならない。 2 市長は、前項の調査により違反宅地開発と確認した場合は、違反行為者に対し違反の内容、法令等の根拠等を説明し、必要に応じて工事の停止、使用の禁止等を指示するものとする。 3 市長は、違反行為者及び違反宅地開発に関与したと思われる者を文書（様式第2号）により任意に呼び出し、事情聴取するものとする。 第6条 市長は、違反行為者に対し原則として7日以内に是正計画書（様式第3号）を提出するよう指導するものとする。</p>

<p>第7条 市長は、第5条第1項により違反の事実を確認した場合は、違反報告書兼台帳(様式第1号)を作成しなければならない。</p> <p>(指示書)</p> <p>第8条 市長は、違反行為者が呼び出しに応じない場合、是正計画書を提出しない場合又は是正計画を履行しない場合は、違反の内容、法令等の根拠、是正内容等を記載した指示書(様式第4号)を交付し、違反宅地開発の是正を指導するものとする。</p> <p>(勧告書)</p> <p>第9条 市長は、違反行為者が前条の規定に基づく是正指導に応じない場合は、勧告書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(完結)</p> <p>第10条 市長は、是正が完了したと認めた場合は、違反行為者に対しその旨を完了通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>(聴聞等)</p> <p>第11条 市長は、勧告書による是正指導に応じない者に対して不利益処分を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)、熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年規則第1号)に基づいて聴聞を行うか、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第12条 市長は、前条に基づき違反行為者からの聴聞等を行った後、法第81条第1項に基づく違反を是正するための監督処分を行うものとする。</p> <p>2 前項の処分は、違反行為者に対し文書(様式第7号)により通知するものとする。</p> <p>3 都市計画法第81条第3項の公示は、様式第9号(熊本市都市計画法施行細則(平成8年規則第16号)様式第23号による標識)及び様式第10号によるものとする。</p> <p>(電気、水道、ガスの各事業者に対する協力の依頼等)</p> <p>第13条 市長は、都市計画法第29条第1項又は第2項に違反し、前条第1項の監督処分を受けた者の区域を所管する電気事業者、水道事業者又はガス事業者(次条において「電気事業者等」という。)に対し、供給の申し込みの承諾を保留するよう要請(様式第11号)するものとする。</p> <p>(解除の通知)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の監督処分をした場合において、その処分を解除する必要があるときは、被処分者に対し命令を解除する通知(様式第8号)を、電気事業者等に対し供給の申し込みの承諾依頼の解除を通知(様式第12号)するものとする。</p> <p>(告発)</p> <p>第15条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、著しく悪質と認めた場合は、所轄警察署長に様式第13号により告発するものとする。</p> <p>(行政代執行)</p> <p>第16条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、その他周辺へ著しい影響を及ぼすもの必要があると認めた場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく行政代執行を行うものとする。</p> <p>この場合の様式は、様式第14号から第17号までによるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(違反台帳等の作成)</p> <p>第7条 市長は、第5条第1項により違反の事実を確認した場合は、違反報告書兼台帳(様式第1号)を作成しなければならない。</p> <p>指示書)</p> <p>第8条 市長は、違反行為者が呼び出しに応じない場合、是正計画書を提出しない場合又は是正計画を履行しない場合は、違反の内容、法令等の根拠、是正内容等を記載した指示書(様式第4号)を交付し、違反宅地開発の是正を指導するものとする。</p> <p>(勧告書)</p> <p>第9条 市長は、違反行為者が前条の規定に基づく是正指導に応じない場合は、勧告書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(完結)</p> <p>第10条 市長は、是正が完了したと認めた場合は、違反行為者に対しその旨を完了通知書(様式第6号)により通知するものとする。</p> <p>(聴聞等)</p> <p>第11条 市長は、勧告書による是正指導に応じない者に対して不利益処分を行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)、熊本市行政手続条例(平成10年条例第42号)及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成7年規則第1号)に基づいて聴聞を行うか、弁明の機会を付与するものとする。</p> <p>(監督処分)</p> <p>第12条 市長は、前条に基づき違反行為者からの聴聞等を行った後、違反を是正するための監督処分を行うものとする。</p> <p>2 前項の処分は、違反行為者に対し文書(様式第7号)により通知するものとする。</p> <p>3 都市計画法第81条第3項の公示は、様式第9号(熊本市都市計画法施行細則(平成8年規則第16号)様式第23号による標識)及び様式第10号によるものとする。</p> <p>(電気、水道、ガスの各事業者に対する協力の依頼等)</p> <p>第13条 市長は、都市計画法第29条第1項又は第2項に違反し、前条第1項の監督処分を受けた者の区域を所管する電気事業者、水道事業者又はガス事業者(次条において「電気事業者等」という。)に対し、供給の申し込みの承諾を保留するよう要請(様式第11号)するものとする。</p> <p>(解除の通知)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の監督処分をした場合において、その処分を解除する必要があるときは、被処分者に対し命令を解除する通知(様式第8号)を、電気事業者等に対し供給の申し込みの承諾依頼の解除を通知(様式第12号)するものとする。</p> <p>(告発)</p> <p>第15条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、著しく悪質と認めた場合は、所轄警察署長に様式第13号により告発するものとする。</p> <p>(行政代執行)</p> <p>第16条 市長は、第12条第1項の規定により監督処分を受けた者が違反の是正を履行せず、かつ、必要があると認めた場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に基づく行政代執行を行うものとする。この場合の様式は、様式第14号から第17号までによるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>
--	--

附 則

この要綱は、平成14年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行する。(施工は決裁日とする)

附 則

この要綱は、令和5年 5月26日から施行する。ただし、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に係る違反宅地開発措置については、この要綱による改正後の第2条、様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号の規定にかかわらず、同項に規定する経過措置期間中は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

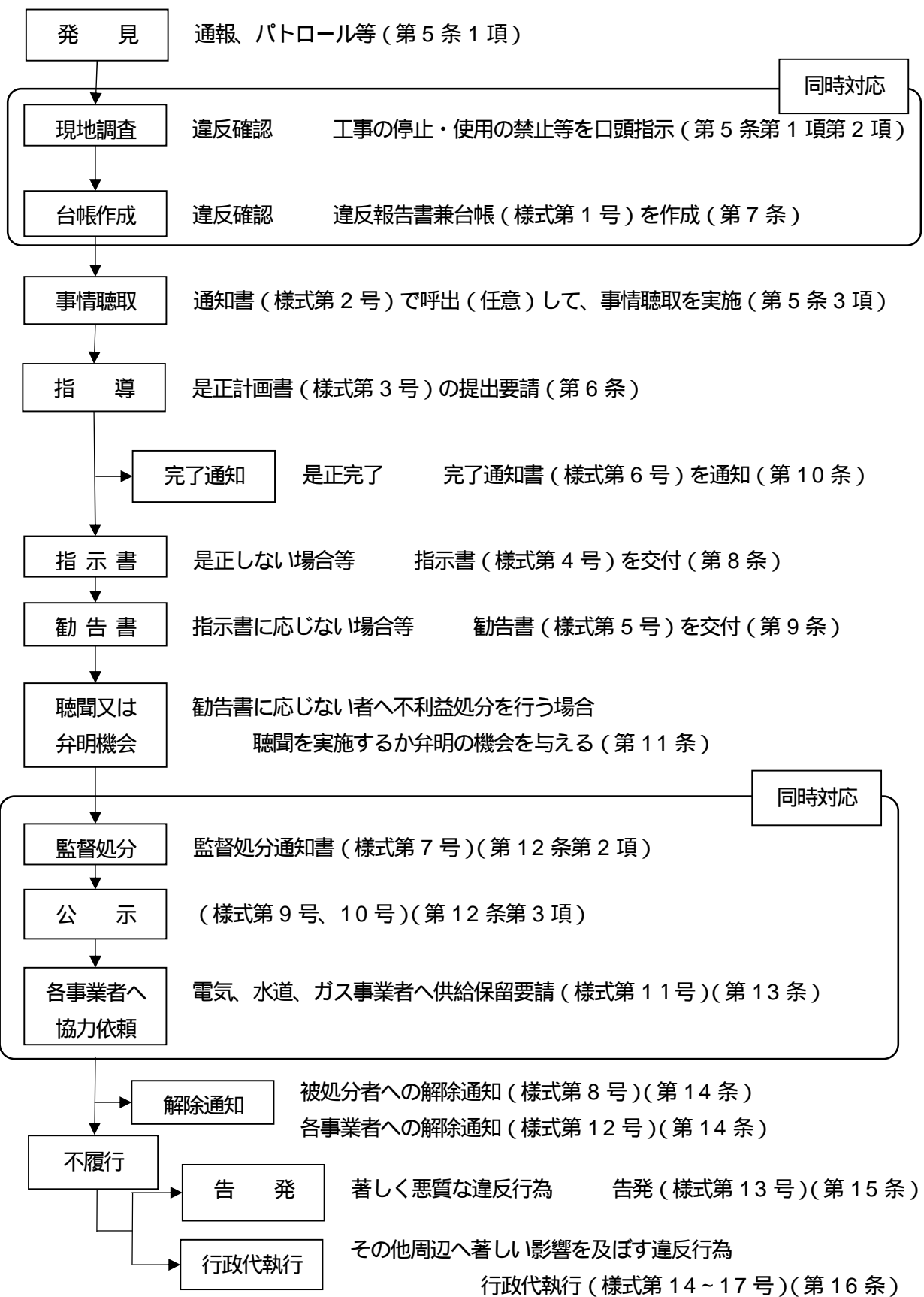
この要綱は、令和4年5月25日から施行する。(施工は決裁日とする)

附 則

この要綱は、令和5年 5月26日から施行する。ただし、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等の規制に係る違反宅地開発措置については、この要綱による改正後の第2条、様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第8号の規定にかかわらず、同項に規定する経過措置期間中は、なお従前の例による。

都市計画法違反宅地開発措置事務フロー

新規追加



変更削除

要綱様式第1号(その1)(第7条関係)

違反報告書兼台帳			
違反場所	熊本市 (地目:)		
違反概要			
発見日・発見方法	年 月 日 通報・投書・パトロール・陳情・その他		
宅地開発事業の目的・規模			
建築物の用途・構造・規模	造り地上 建築面積 m ² 地下 階建て 延床面積 m ² 敷地面積 m ²		
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外		
	用途地域 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域		
	他法令指定区域		
工事進捗度	着工時期		
	違反行為完了		
事業主住所氏名			
工事施工者住所氏名			
設計者住所氏名			
工事管理者住所氏名			
土地・建物所有者住所氏名			
対応者住所氏名			
違反法令条項	法 第一条第一項	違反内容	
許可の有無内容			

要綱様式第1号(その1)(第7条関係)

違反報告書兼台帳			
違反場所	熊本市 (地目:)		
違反概要			
発見日・発見方法	年 月 日 通報・投書・パトロール・陳情・その他		
宅地開発事業の目的・規模			
建築物の用途・構造・規模	造り地上 建築面積 m ² 地下 階建て 延床面積 m ² 敷地面積 m ²		
区域区分	市街化区域・市街化調整区域・都市計画区域外		
	用途地域 宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域		
	他法令指定区域		
工事進捗度	着工時期		
	違反行為完了		
事業主住所氏名			
工事施工者住所氏名			
設計者住所氏名			
工事管理者住所氏名			
土地・建物所有者住所氏名			
対応者住所氏名			
違反法令条項	法 第 条第 項	違反内容	
許可の有無内容			

違反報告書兼台帳

整理番号	-	受付日	年	月	日			
受付の経緯	来庁・電話・メール・文書・パトロール・その他()							
違反場所	熊本市 区							
区域区分等	区域区分		用途地域					
	盛土規制法		その他					
通報等概要								
通報者等	住所							
	氏名	(TEL)						
	備考	通報者等情報の違反者への提供同意(有・無)						
宅地開発目的及び違反概要	(違反法令条項:法第 条第 項)(地目:)							
建築物の構造・規模等	造り地上	建築面積	m ²	(建蔽率	%)			
	地下	階建て	延床面積	m ²	(容積率	%)		
		敷地面積	m ²					
着工時期	年	月	日					
事業主	住所							
	氏名	(TEL)						
工事施行者	住所							
	氏名	(TEL)						
設計者	住所							
	氏名	(TEL)						
土地・建物所有者	住所							
	氏名	(TEL)						
関係法令及び許可等の状況	(盛土規制法・農地法・農振法・森林法・砂防法・その他)							
是正計画書	提出日	年	月	日	是正期限	年	月	日
今後の対応等								

処 理 状 況

調査指導中・是正中・経過観察中・完了

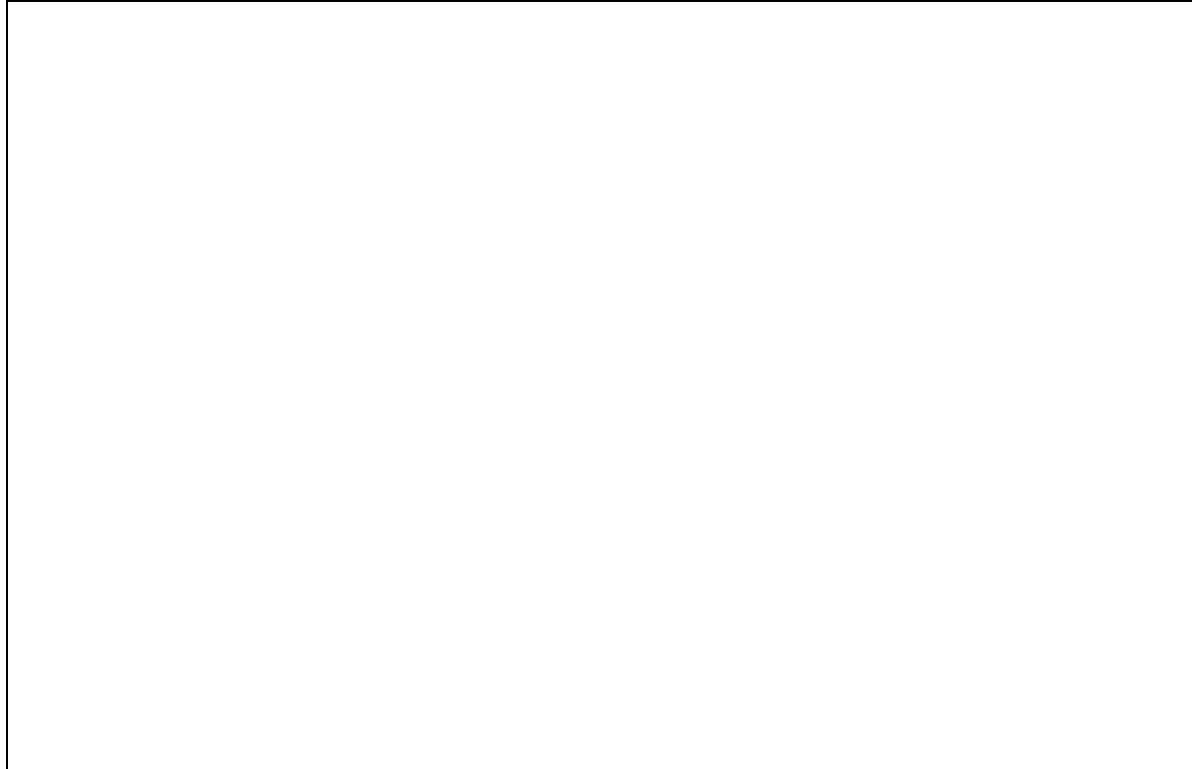
完了確認日

年 月 日

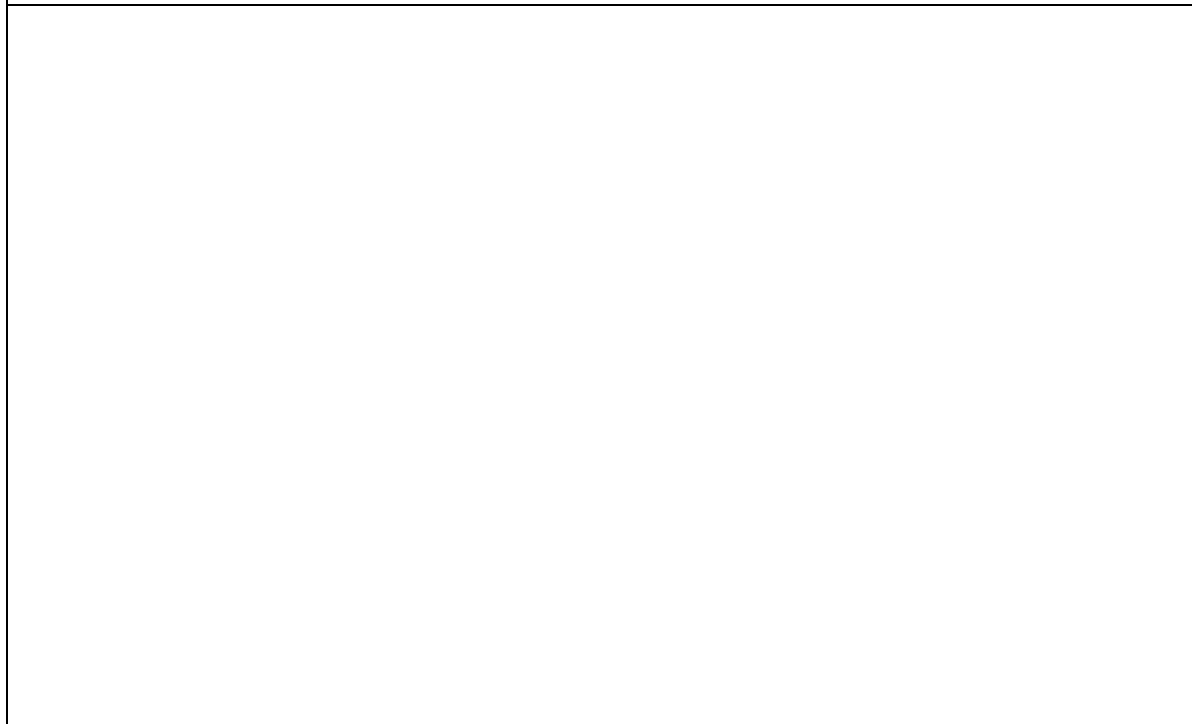
都市計画法、盛土規制法ともに違反があった場合は、本様式にて作成するものとする。

要綱様式第1号(その3)(第7条関係)

位置図(10,000分の1)



現況~~状況~~略図

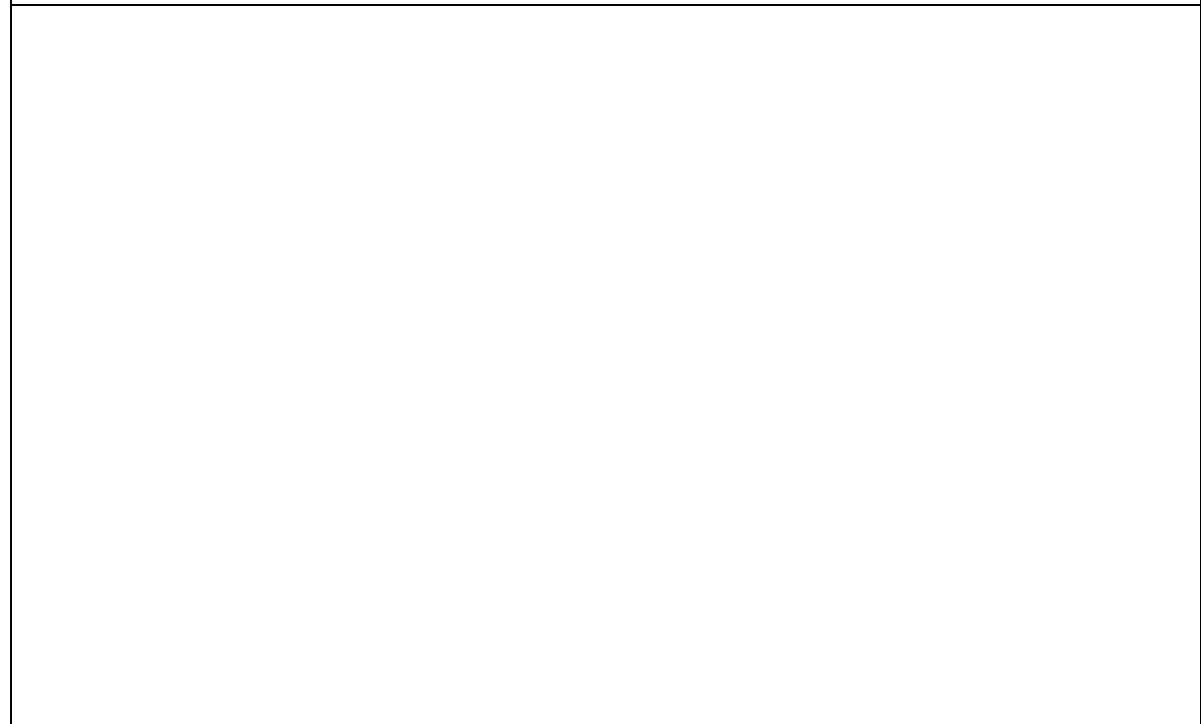


要綱様式第1号(その3)(第7条関係)

位置図(10,000分の1)



現況~~状況~~略図



要綱様式第1号(その4)(第7条関係)

撮影 場所	撮影年月日 時 間	年 月 日 時 分	撮影者 氏 名
----------	--------------	--------------	------------

--	--	--	--

要綱様式第1号(その4)(第7条関係)

撮影 場所	撮影年月日 時 間	年 月 日 時 分	撮影者 氏 名
----------	--------------	--------------	------------

--	--	--	--

要綱様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

通 知 書

熊本市 〇〇〇〇の土地について、あなたに事情をお尋ねしたいので、下記によりご来庁ください。
なお、指定日時に来庁できない場合は、必ずご連絡ください。
また、本人に代わって代理人が来庁する場合は、委任状を持参させてください。

記

- 1 日 時 年 月 日(曜日) 時
- 2 場 所
- 3 同伴者
- 4 持参する図書

要綱様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

通 知 書

熊本市 〇〇〇〇の土地について、あなたに事情をお尋ねしたいので、下記によりご来庁ください。
なお、指定日時に来庁できない場合は、必ずご連絡ください。
また、本人に代わって代理人が来庁する場合は、委任状を持参させてください。

記

- 1 日 時 年 月 日(曜日) 時
- 2 場 所
- 3 同伴者
- 4 持参する図書

要綱様式第3号(第6条関係)

是正計画書

年月日

熊本市長(宛)

住所
氏名

下記の都市計画法違反については、下記のとおり是正します。
また、是正次第、直ちに報告します。

記

1 違反場所	熊本市
2 違反内容	
3 是正内容	是正内容
	是正工程
	是正完了期限 年月日

要綱様式第3号(第6条関係)

是正計画書

年月日

熊本市長(宛)

住所
氏名

下記の法違反については、下記のとおり是正します。
また、是正次第、直ちに報告します。

記

1 違反場所	熊本市
2 違反内容	
3 是正内容	是正内容
	是正工程
	是正完了期限 年月日

要綱様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

指 示 書

あなたの熊本市 _____ の { 開発行為・建築工事・~~宅地造成事業~~・~~特定盛土等事業~~・~~土石の堆積事業~~ } は
~~都市計画法~~ 法第 _____ 条の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり是正するよう指示します。
なお、この指示に従わない場合は、~~同法~~ 第 8 1 条第 1 項の規定により監督処分をすることもあります。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

要綱様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

指 示 書

あなたの熊本市 _____ の { 開発行為・建築工事・宅地造成事業・特定盛土等事業・土石の堆積事業 } は
法第 _____ 条の規定に違反しているので、直ちに下記のとおり是正するよう指示します。
なお、この指示に従わない場合は、 _____ 法第 _____ 条第 _____ 項の規定により監督処分をすることもあります。

記

1 違反内容	
2 是正内容	

要綱様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

勸告書

年 月 日付け第 号の指示書により{開発行為・建築工事・宅地造成事業・特定盛土等事業・土石の堆積事業}に係る違反の是正の指示をしましたが、未だ是正されていません。

ここに、上記の指示書に従い違反の是正を行うよう勸告します。

なお、この勸告に従わない場合は、都市計画法第81条第1項の規定により監督処分することとなります。

要綱様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

勸告書

年 月 日付け第 号の指示書により{開発行為・建築工事・宅地造成事業・特定盛土等事業・土石の堆積事業}に係る違反の是正の指示をしましたが、未だ是正されていません。

ここに、上記の指示書に従い違反の是正を行うよう勸告します。

なお、この勸告に従わない場合は、法第 条第 項の規定により監督処分することとなります。

要綱様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

完 了 通 知 書

あなたの熊本市 における{開発行為・建築工事・~~宅地造成事業~~・~~特定盛土等事業~~・~~土石の堆積事業~~}
について、是正が完了したことを確認しましたので通知します。
なお、今後は適法に手続を進めてください。

要綱様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

完 了 通 知 書

あなたの熊本市 における{開発行為・建築工事・宅地造成事業・特定盛土等事業・土石の堆積事業}
について、是正が完了したことを確認しましたので通知します。
なお、今後は適法に手続を進めてください。

要綱様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

監督処分通知書

様

熊本市長 印

下記のとおり、あなたに対し都市計画法第81条第1項の規定に基づく処分を行います。

~~なお、この処分に対し不服がある場合は、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に熊本市開発審査会に対し審査請求をすることができます。~~

記

違反行為者	住 所	
	氏 名	
違 反 場 所		
違反根拠及び内容		
処 分 内 容		
備 考		

(教示)

1 審査請求について

~~この処分に対する不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市開発審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。)~~

2 取消しの訴えの提起について

~~この処分については、審査請求に対する裁決を最終処分とし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市開発審査会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)~~

~~ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。~~

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

要綱様式第7号(第12条関係)

第 号
年 月 日

監督処分通知書

様

熊本市長 印

下記のとおり、あなたに対し 法第 条第 項の規定に基づく処分を行います。

なお、この処分に対し不服がある場合は、この処分書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に熊本市開発審査会に対し審査請求をすることができます。

記

違反行為者	住 所	
	氏 名	
違 反 場 所		
違反根拠及び内容		
処 分 内 容		
備 考		

要綱様式第8号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

命令解除通知書

あなたの熊本市 における{開発行為・建築工事・宅地造成事業・特定盛土等事業・土石の堆積事業}
について、都市計画法第81条第1項の規定に基づいて 年 月 日付第 号で
を命じていましたが、違反が是正されたことを確認しましたので命令を解除します。
なお、今後は適法に手続を進めてください。

要綱様式第8号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

命令解除通知書

あなたの熊本市 における{開発行為・建築工事・宅地造成事業・特定盛土等事業・土石の堆積事業}
について、 法第 条第 項の規定に基づいて 年 月 日付第 号で
を命じていましたが、違反が是正されたことを確認しましたので命令を解除します。
なお、今後は適法に手続を進めてください。

都市計画法による命令の公示

所在地

命令を受けた者の氏名

この は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付けで、同法第八十一条に基づき
を命じた。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は、罰せられます。

3 年 月 日

水道事業者名
電気事業者名
ガス事業者名

 に対して

水道
電気
ガス

 の供給の申込みの承

諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

熊本市長

都市計画法による命令の公示

所在地

命令を受けた者の氏名

この は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付けで、同法第八十一条に基づき
を命じた。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、 を行った場合は、罰せられます。

3 年 月 日

水道事業者名
電気事業者名
ガス事業者名

 に対して

水道
電気
ガス

 の供給の申込みの承

諾を保留するよう要請しています。

年 月 日

熊本市長

要綱様式第10号(第12条関係)(都市計画法第81条第3項に基づく告示)

告示第 号
年 月 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
- 2 命令に係る土地(建築物等)の所在地
- 3 命令の内容

要綱様式第10号(第12条関係)(都市計画法第81条第3項に基づく告示)

告示第 号
年 月 日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定に基づき、次のとおり命令したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長

- 1 命令を受けた者の住所及び氏名
- 2 命令に係る土地(建築物等)の所在地
- 3 命令の内容

要綱様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

都市計画法施行に係る協力について(要請)

このことについて、下記の開発行為については都市計画法第29条{第1項・第2項}違反のため、同法第81条第1項の規定に基づき行政処分を行いましたので、{水道・電気・ガス}の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまで、承諾を保留するよう要請します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名
- 3 予定建築物の用途
- 4 行政処分の内容
別紙のとおり(命令書の写し・告発状の写し)

要綱様式第11号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

都市計画法施行に係る協力について(要請)

このことについて、下記の開発行為については都市計画法第29条{第1項・第2項}違反のため、同法第81条第1項の規定に基づき行政処分を行いましたので、{水道・電気・ガス}の供給の申し込みがあった場合には、別に連絡するまで、承諾を保留するよう要請します。

記

- 1 開発行為場所
- 2 開発行為者住所及び氏名
- 3 予定建築物の用途
- 4 行政処分の内容
別紙のとおり(命令書の写し・告発状の写し)

要綱様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

都市計画法施行に係る供給停止の解除について

このことについて、 年 月 日付第 号で依頼しましたことについては、その後是正されましたので供給停止を解除されるよう通知します。

記

1 開発行為場所

2 開発行為者住所及び氏名

要綱様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

熊本市長 印

都市計画法施行に係る供給停止の解除について

このことについて、 年 月 日付第 号で依頼しましたことについては、その後是正されましたので供給停止を解除されるよう通知します。

記

1 開発行為場所

2 開発行為者住所及び氏名

要綱様式第13号(第15条関係)

告 発 状

第 号
年 月 日

警察署長 様

告発人 官職
氏名 印

下記のとおり、被告発人に対し

違反容疑により告発いたします。

記

1、告発人 住所
官職
氏名

2、被告発人 住所
氏名

3、違反事実(具体的に)

4、適用される法律等

5、参考事項

(1) 告発に至るまでの経過及び措置

(2) 添付図書(現地図書・命令書写し・市広報写し・図面等)

(記載要領)

1 告発状の記載事項

(1) 告発人の住所、職名及び氏名

(2) 被告発人の住所又は所在地及び氏名又は名称(代表者氏名)

(3) 告発理由及び違反事実(具体的にかつ簡潔に記載すること。)

(4) 適用する法律名及び条項

要綱様式第13号(第15条関係)

告 発 状

第 号
年 月 日

警察署長 様

告発人 官職
氏名 印

下記のとおり、被告発人に対し

違反容疑により告発いたします。

記

1、告発人 住所
官職
氏名

2、被告発人 住所
氏名

3、違反事実(具体的に)

4、適用される法律等

5、参考事項

(1) 告発に至るまでの経過及び措置

(2) 添付図書(現地図書・命令書写し・市広報写し・図面等)

(記載要領)

1 告発状の記載事項

(1) 告発人の住所、職名及び氏名

(2) 被告発人の住所又は所在地及び氏名又は名称(代表者氏名)

(3) 告発理由及び違反事実(具体的にかつ簡潔に記載すること。)

(4) 適用する法律名及び条項

- (5) 告発に至るまでの経過及び是正措置
- (6) 告発年月日
- (7) 警察署長（司法警察職員）宛書

2 告発書記載上の注意点

- (1) A 4用紙に横書きとすること。
- (2) 違反行為を十分立証すること。

3 告発書証拠書類

(1) 違反報告書兼台帳

- ア 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること。
- イ 報告者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 報告書の作成年月日を記載すること。

(2) 現場写真

- ア 違反の状況が明瞭に判るような写真を添付すること。
- イ 撮影者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 撮影年月日及び時間を記載すること。

(3) 関係図画

- ア 図画に違反の事実が明瞭に判るようにすること。
- イ 図画作成者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 図画の作成年月日を記載すること。

(4) 監督処分書（写し）

(5) その他参考資料（指示書、勧告書、通知書、市広報の写し等）

(6) 配達証明書の写し

- (5) 告発に至るまでの経過及び是正措置
- (6) 告発年月日
- (7) 警察署長（司法警察職員）宛書

2 告発書記載上の注意点

- (1) A 4用紙に横書きとすること。
- (2) 違反行為を十分立証すること。

3 告発書証拠書類

(1) 違反報告書兼台帳

- ア 実際に調査した者が上司に報告する形式で作成すること。
- イ 報告者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 報告書の作成年月日を記載すること。

(2) 現場写真

- ア 違反の状況が明瞭に判るような写真を添付すること。
- イ 撮影者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 撮影年月日及び時間を記載すること。

(3) 関係図画

- ア 図画に違反の事実が明瞭に判るようにすること。
- イ 図画作成者の職名及び氏名を記載すること。
- ウ 図画の作成年月日を記載すること。

(4) 監督処分書（写し）

(5) その他参考資料（指示書、勧告書、通知書、市広報の写し等）

(6) 配達証明書の写し

要綱様式第14号(第16条関係)

戒告書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

あなたに 年 月 日付第 号で都市計画法第81条第1項の規定に基づき処分を行いました。未だ義務が履行されておられませんので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定により下記のとおり戒告します。

記

次のことについて、 年 月 日までに必ず履行してください。
(履行内容)

もし同期限までに履行されない場合は、行政代執行法第2条に基づき代執行を行い、これに要した費用をあなたから徴収します。

~~なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。~~

要綱様式第14号(第16条関係)

戒告書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

あなたに 年 月 日付第 号で 法第 条第 項の規定に基づき処分を行いました。未だ義務が履行されておられませんので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定により下記のとおり戒告します。

記

次のことについて、 年 月 日までに必ず履行してください。
(履行内容)

もし同期限までに履行されない場合は、行政代執行法第2条に基づき代執行を行い、これに要した費用をあなたから徴収します。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第15号(第16条関係)

代 執 行 令 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

あなたは 年 月 日付第 号による戒告にもかかわらず、その義務を履行されていません。
したがって、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条に基づき下記のとおり代執行を実施します。

記

- 1 代執行内容
- 2 代執行費用(概算見積額) 円
- 3 代執行責任者 職氏名
- 4 代執行の実施時期 年 月 日(曜日)時から

~~なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。~~

(教示)

1 審査請求について

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。)

2 取消しの訴えの提起について

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

要綱様式第15号(第16条関係)

代 執 行 令 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

あなたは 年 月 日付第 号による戒告にもかかわらず、その義務を履行されていません。
したがって、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条に基づき下記のとおり代執行を実施します。

記

- 1 代執行内容
- 2 代執行費用(概算見積額) 円
- 3 代執行責任者 職氏名
- 4 代執行の実施時期 年 月 日(曜日)時から

なお、この処分不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第16号(第16条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

代執行費用支払通知書納付命令書

年 月 日に実施しました行政代執行に係る費用を行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条に基づき、下記のとおり徴収します。~~ので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条に基づき通知します。~~

記

- 1 徴収する費用額 円
- 2 納 入 期 限 年 月 日
- 3 納 入 方 法 別途納入書により納めてください。

~~なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。~~

(教示)

1 審査請求について

~~この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。)~~

2 取消しの訴えの提起について

~~この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)~~

~~ただし、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)~~

要綱様式第16号(第16条関係)

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

熊本市長 印

代執行費用支払通知書

年 月 日に実施しました行政代執行に係る費用を下記のとおり徴収しますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条に基づき通知します。

記

- 1 徴収する費用額 円
- 2 納 入 期 限 年 月 日
- 3 納 入 方 法 別途納入書により納めてください。

なお、この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本市長に対し異議申立てをすることができます。

要綱様式第17号(第16条関係)

執行責任者証

第 号
年 月 日

所 属
職氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

熊本市長 印

記

- 1 行政代執行をなすべき事項
代執行令書(年月日 付第号)記載の熊本市 町 番地以内の 不法建築物の除去
- 2 行政代執行をなすべき時期
年月日から 年月日までの間

行政代執行法(抄)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、
要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

要綱様式第17号(第16条関係)

執行責任者証

第 号
年 月 日

所 属
職氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

熊本市長 印

記

- 1 行政代執行をなすべき事項
代執行令書(年月日 付第号)記載の熊本市 町 番地以内の 不法建築物の除去
- 2 行政代執行をなすべき時期
年月日から 年月日までの間

行政代執行法(抄)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、
要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。